

虐待防止・身体拘束適正化のための指針

1.事業所における虐待防止・身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

社会福祉法人向陵会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および介護保険法に基づくサービス提供事業所として、利用者（児）の尊厳を保持し、人格を尊重したサービスの提供に努め、虐待の未然防止や早期発見、再発防止を図ること、安易な身体拘束に頼ることなく適正な支援・療育を実施することを目的として、この指針を定めます。

虐待は利用者（児）の人権を著しく侵害する行為であり、決して許されるものではありません。すべての職員は、この指針を遵守し、専門職としての倫理観を持って業務にあたります。

身体拘束は、利用者（児）の活動の自由を制限するものであり、利用者（児）の尊厳ある生活を阻むものであります。当法人では、利用者（児）の尊厳と主体性を尊重し、拘束を容易に正当化することなく、職員ひとり一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援・療育の実施に努めます。

（１）虐待防止に関する基本的な考え方

ア）虐待行為の種類

- ・身体的虐待：理由なく身体を拘束する、強く引っ張る、叩くなど
- ・ネグレクト：必要な水分補給を怠る、不衛生な状況を放置するなど
- ・心理的虐待：暴言や侮辱的な言葉を浴びせる、無視、威圧的な態度など
- ・性的虐待：わいせつな行為の強要、性的羞恥心を侵害する行為、性的姿態の撮影、意に反する異性介助など
- ・経済的虐待：金銭や財産の無断使用や着服、金銭の使用制限、財産の不当な処分など

イ）虐待防止の活動、取組

- ・虐待の芽を放置、隠蔽することが虐待への発展につながり、利用者（児）のみならずご家族、職員、事業所すべてに不利益が生じます。早期発見、早期対応が重要です。
- ・都道府県の虐待防止研修を設置者、管理者が受講
- ・虐待防止・身体拘束適正化委員会を通じた組織的な啓発活動
- ・職員研修、事例検討の実施による支援力の向上への取組
- ・職員の孤立やストレスの抱え込みを防ぐためセルフチェックシートによる定期的な確認を行い、環境の改善を図る
- ・成年後見制度の利用促進のため、相談支援専門員、ケアマネージャー等との連携を図る
- ・行動障害のある方が虐待の対象になる例が多いことを踏まえ、行動障害に関する専門研修を受講し支援スキルの向上を図る

(2) 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

ア) 廃止の規定

サービス提供にあたっては、利用者（児）または他の利用者（児）の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者（児）の行動を制限する行為を禁止します。

イ) 緊急やむを得ない場合の例外三原則（身体拘束を行う基準）

利用者（児）本人または他の利用者（児）の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、虐待防止・身体拘束適正化委員会を中心に十分な検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、次の切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、利用者や家族へ説明し同意を得ます。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

① 切迫性:利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

② 非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

③ 一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要です。

2.虐待防止・身体拘束適正化委員会、及びその他事業所内の組織に関する事項

(1)当法人では、虐待防止および身体拘束等の適正化を目指す取り組みの確認・改善を検討するため、虐待防止・身体拘束適正化委員会を設置し、年に1回以上開催いたします。特に、緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体拘束の実施状況の確認や上記、3要件を満たしているかを具体的に検証します。

(2) 委員会の構成員

委員会の委員長は、事業管理者とし、サービス管理責任者、その他委員会の設置趣旨に照らし必要と認められる者で構成します。

(3) 関連のある委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。

(4)虐待事案の通報および対応

ア) 最初に気づいた職員は、法に基づき、市町村に通報する義務があります。疑問を感じた時はサービス管理責任者や管理職などに相談し、相談を受けた者は虐待の疑いがある場合、通報を行います。通報せず施設内での懲戒で終わらせることはできません。

※乙訓圏域：乙訓障がい者虐待防止センター 電話：075-959-9085

※京都市：区役所・支所の保健福祉センター健康福祉障害保健福祉課

イ) 虐待事案が発生した場合には、委員会を招集して事実を正確に把握するとともに、誠意

ある対応で信頼の回復に努めます。また、組織として改善すべき点を確認し、速やかに再発防止策を講じます。

(5)本委員会では、身体拘束等に関して次の内容について協議し、その検討結果を職員に周知徹底します。

- ① 3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認
- ② 身体拘束を行っている利用者がいる場合
3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し、拘束の解除に向けて検討します。
- ③ 身体拘束を開始する検討が必要な利用者がいる場合
3要件の該当状況を確認した上で、代替案も検討します。
- ④ 今後やむを得ず身体拘束が必要であると判断した場合
家族、関係機関等との意見調整の進め方を検討します。
- ⑤ 意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し
- ⑥ 今後の予定(研修・次回委員会)
- ⑦ 今回の議論のまとめ・共有

3.虐待防止・身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- (1)本指針に基づき、職員への研修は、虐待防止・身体拘束適正化に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発することを目指します。
- (2)研修は、年1回以上行います。また、新規採用時にも研修を実施します。
- (3)研修の実施内容及び受講状況については、研修要項を配布し、出席者等を記録します。

4.事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況や利用者の日々の状況(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、虐待防止・身体拘束適正化委員会にて拘束解除へ向け、再検討を行います。

5.身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

- (1)3要件の確認
 - ・切迫性:利用者(児)本人または他の利用者(児)の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
 - ・非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
 - ・一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
- (2)要件合致確認
利用者の状態を踏まえ虐待防止・身体拘束適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した

範囲で身体拘束を実施します。拘束の実施後も日々の状態を参考にし、同委員会で解除へ向け継続的に検討します。

(3) 記録等

やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に利用者・家族へ説明のうえ身体拘束に関する説明・同意書を取り交わし、個別支援計画へ記載します。

身体拘束の検討および実施においては、利用者本人の意思や選択を最大限に尊重し、家族・成年後見人等の代弁者とも連携を取りながら、丁寧な説明と合意形成を徹底します。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定時期

6.利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、いつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当法人のホームページ上で公表します。

附則

この指針は、令和5年4月1日より施行する。

この指針は、令和7年11月1日に改訂し施行する。